

茨城キリスト教学園中学校 いじめ防止基本方針

2024年5月8日改訂

いじめ防止委員会

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本学園中学校のいじめ防止に関する基本的な考え方は以下の通りである。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じざる恐れがある、絶対に許されない行為である。

茨城キリスト教学園中学校では、キリスト教の精神に基づき、思いやる心を培い、眞の隣人愛を持つ生徒の育成を目指す教育を実践している。そして、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、また、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起った場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

3 学校及び教職員の責務

本学園中学校の教職員は、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、速やかに「いじめ発見時の対応（フローチャート）」に従い適切かつ迅速に、組織的に対応する。

第2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

「いじめ防止委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えがあった場合、特定の教職員が抱え込まないよう、組織として対応する。

1 構成員

校長・副校長・教頭・生徒指導部長・教育相談部長・宗教部長・各学年主任・養護教諭・教育相談委員会（特別支援教育校内委員会）委員長・その他校長が指名する教員。
なお、委員長は副校长とする。

2 開催

①定例会議

- ・毎月1回を原則とし、中高合同で行う。

②緊急会議

- ・いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えがあった場合に速やかに開催する。

3 役割

①教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で、「茨城キリスト教学園中学校 いじめ防止基本方針」を周知し、共通理解を図る。

②教職員研修の充実

- ・いじめ問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、校内における教職員研修を隔年で実施する。

③いじめ事案への対応

- ・いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えがあった場合には、正確な事実の把握に努めるとともに、速やかに「いじめ防止委員会」を開催して事実関係を確認し、必要に応じて「調査委員会」を設置することができる。

4 調査委員会の組織

①構成員

- ・委員長を含め5名とし、「いじめ防止委員会」が指名する。
- ・委員長は委員の互選とする。

②学外の専門家

- ・委員には必要に応じて学外の専門家を加えることができる。

5 支援体制の確立

学年、生徒指導部、教育相談部、教育相談委員会（特別支援教育校内委員会）等の連携をはかり、支援体制を確立して、対応方針を決定する。

6 問題の解消

問題が解消したと判断される場合でも、その後の様子を見守り（3ヵ月程度）、継続的な指導を行う。

第3 いじめの防止等に関する内容

教職員は、いじめがどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識を持ち、すべての教育活動を通じて生徒の観察等をすることで変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。

1 いじめの未然防止のための取り組み

①礼拝の充実

- ・毎日の礼拝、聖書の授業、集合礼拝、その他の学校行事等において行われる礼拝及びすべての教育活動を通して、生徒の豊かな心、真の隣人愛を育む。

②教育活動及び体験活動の充実

- ・すべての教育活動や体験活動が生徒の対人交流能力や思いやりのある行動をとるための素地を養うために重要であることから、より一層の充実を図る。

- ・総合の時間を活用し、学習プログラム「キリ中生としていじめを考える」を実施する。

③教職員の共通認識と組織的対応

- ・教職員がいじめは決して許されない行為であるという共通認識を持ち、情報の共有、校内研修に努め、組織的に対応する。

④より深い生徒理解

- ・生徒をよく理解するために、生徒とかかわる時間を多くし、信頼関係を強くするよう努める。

- ・保護者との連携を図り、生徒を見守る体制を強化する。

⑤インターネットにおけるいじめ

- ・インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいため、面談等を通して生徒からの情報収集を積極的に行い、その把握に努める。

- ・インターネットで情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、生徒によるインターネット等を利用した情報発信は禁止する。

2 いじめの早期発見のための取り組み

①定期調査

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

生徒対象いじめアンケート調査 年3回

個人面談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 隨時

②相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーを配備し、生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談体制を整備する。

③教職員の資質向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等について教職員の資質向上を図る。

3 いじめ発見時の対応（いじめの早期解決のための取り組み）

いじめの発見、連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ発見時の対応（フローチャート）」に基づき適切かつ迅速に、組織的に対応する。

①実態の把握

- ・「いじめ面談調査シート」を利用し、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、必要に応じてアンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。
- ・学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図る。特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察署と連携して対処する。

②いじめを受けた生徒の保護

- ・いじめの事実が確認された場合、いじめを受けた生徒を守り通すことを第一とし、全教職員が協力して心のケアに努める。また、いじめを受けた生徒の保護者に速やかに連絡を取り、事実を正確に説明するとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

③いじめを行った生徒への対応

- ・いじめを行った生徒に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないように支援する。また、いじめを行った生徒の保護者に速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、いじめを受けた生徒やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④傍観していた生徒への対応

- ・いじめを目撃したり気付いたりした場合、傍観者とならずにすぐに担任等に知らせるように指導する。いじめを傍観することは、いじめを行うことと同等であるということを認識させる。

⑤インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- ・生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。このような措置をとるに当たり、警察等の協力を求める。

第4 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

(2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」とは年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず迅速に調査に着手する。

2 重大事態への対応

いじめの発見、連絡や相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「重大事態への対応（フローチャート）」に基づき適切かつ迅速に、組織的に対応する。

①学校設置者及び知事への報告

・重大事態が発生した旨を設置者へ報告するとともに、私学振興室を窓口として知事へ速やかに報告する。

②「いじめ防止委員会」の開催

・速やかに「いじめ防止委員会」を開催し、必要に応じて「調査委員会」を設置する。

③調査結果の報告

・「調査委員会」は、調査結果を「いじめ防止委員会」へ報告し、「いじめ防止委員会」が設置者へ報告するとともに、茨城県教育庁学校教育部義務教育課生徒支援・いじめ対策推進室を窓口として知事へ報告する。

第5 その他留意点

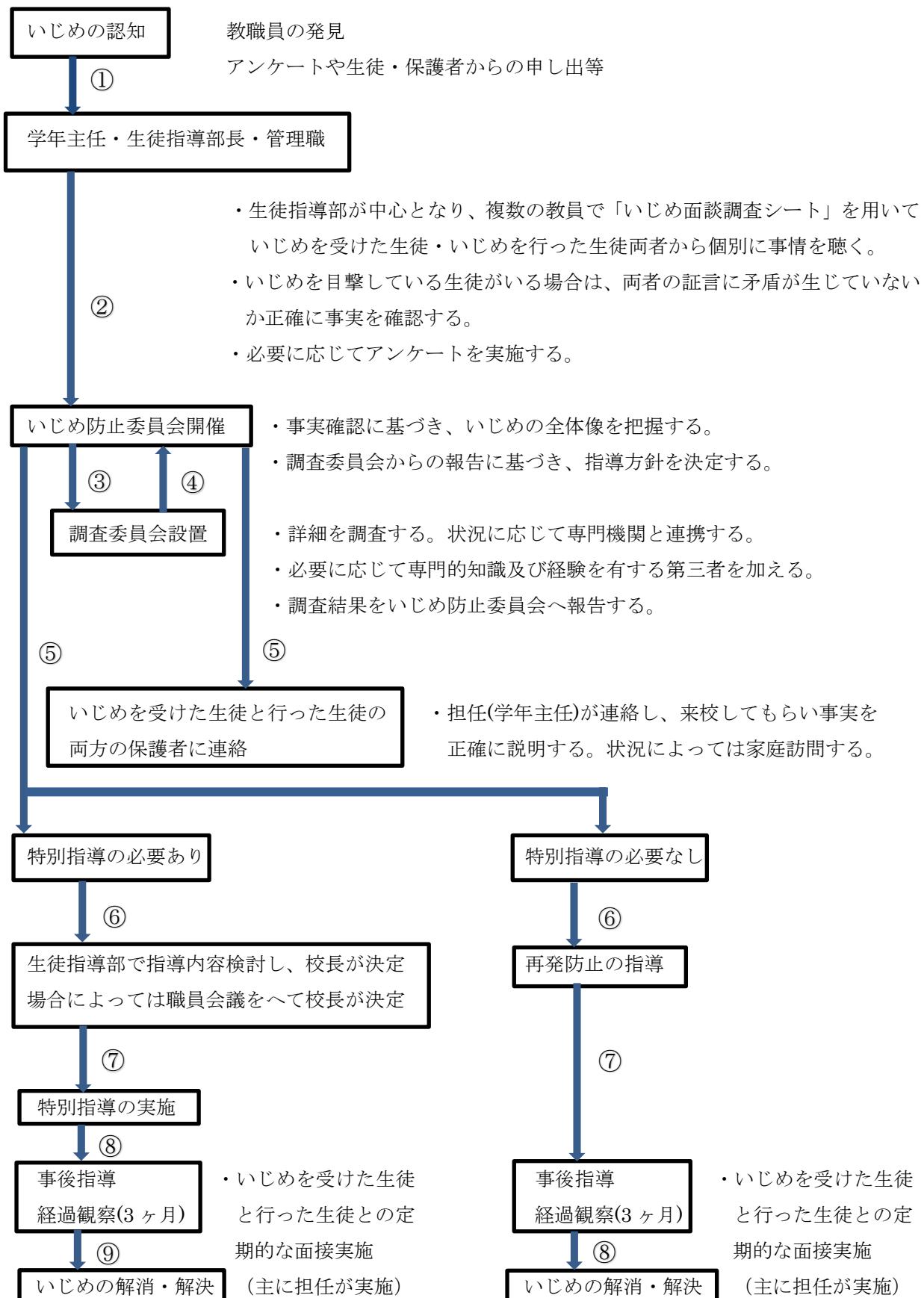
1 プライバシーの保護

相談内容等において個人のプライバシー保護に十分配慮するとともに、知り得た内容を他に漏らしてはならない。

2 自己評価と見直し

「いじめ防止委員会」は、自校において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを適正に評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

いじめ発見時の対応（フローチャート）



重大事態への対応（フローチャート）

